第2章

# 熊谷市自治会連合会について



# 熊谷市自治会連合会とは

# 1 概要

単位自治会長を会員とし、自治会活動の円滑な推進と熊谷市の発展に寄与することを目的としています。会長1名、副会長11名と56名の理事で、自治会に共通する問題についての調査研究、熊谷市との連絡等を行っています。

# 2 事業について

熊谷市自治会連合会では、主に次のような事業を実施しています。

## ①市報等広報紙の配布 (毎月)

熊谷市自治会連合会は、市から市報と行政機関等の広報紙の配布事業を受託し、協力しています。配布業務は全ての自治会に協力いただき配布していますが、年間一世帯850円の配布委託料が交付されています。熊谷市自治会連合会では、その委託料を配布世帯数に応じて各自治会へ交付しています。

なお、配布世帯数の増減は、「広報紙等配布委託料に係る調査報告書」の提出を 自治会長へ依頼し、確認します。(年1回、16ページ及び18ページ参照)

#### ②総会・自治会長表彰(5月)

熊谷市自治会連合会の総会は例年5月に開催しています。

また、自治会活動に尽力している自治会長等に対し、感謝の意を表するため、熊 谷市自治会連合会表彰規程に基づき、表彰しています。(令和4年度は総会を書面 表決で行い、表彰式のみ6月に実施しました。)。

表彰の種類は、次のとおりです。

- ○自治会長在職5年
- ○自治会長在職10年
- ○副会長又は会計在職10年以上(自治会長推薦が必要です。)
- ○自治会連合会会長、自治会連合会副会長及び地区自治会連合会会長を退任 した自治会長
- ○20年以上在職し退任した自治会長

### ③くまがや自治連だより「ひろば」

熊谷市自治会連合会の発行する広報紙です。市内の自治会の活動状況や、自治会連合会の事業報告を写真付で紹介します。 令和元年度まで年2回発行してきましたが、同年度に自治会連合会ホームページを立ち上げたことから、令和2年度から年1回の発行としています。



#### ④新任自治会長研修(5~6月)

新任自治会長を対象に、自治会のあり方や運営方法、市とのつながりについて知っていただき、円滑な自治会運営が行えるよう支援することを目的とした研修会を開催しています。

# ⑤自治会デジタル化支援事業

令和4年度、自治会の皆様にスマートフォンに親しんでいただくため、「自治会 長スマホ体験講座」と「自治会出張スマホ講座」を実施しました。





#### ⑥自治会活動支援 講師派遣事業

令和4年度、講演会や研修会等を実施したいと希望される単位自治会や地区自 治会連合会に、専門家講師を派遣いたしました。

(テーマ:「終活(エンディングノート)・相続」、「老後」等)

#### (7)その他研修等

自治会長を対象に、専門知識の習得や自治会同士の気軽な情報交換を目的として、 研修・講演会等を行っています。実施内容や時期は、年度によって異なります。

令和2~4年度は新型コロナウイルス拡大防止のため 多くの事業を中止しました。令和5年度も感染状況で中止することがあります。

# 3 その他

#### ①会費の徴収

熊谷市自治会連合会の会費は、一世帯30円を広報紙等配布委託料(8月末日振込)から差し引いて徴収しています。

#### ②回覧板

令和3年度に回覧板を作成し、各自治会に配付いたしました。防水タイプです ので、水やお湯で洗い流すことや、除菌スプレーを吹き付けることもできます。

班数が増えた等の理由で回覧板が必要な場合は、事務局(市民活動推進課又は 各行政センター地域振興係)までお越しください。

#### <注意事項>

- ・原則1年度内で班数を上限とした冊数を配付できます。
  - (例: 班が 10 班ある自治会 $\rightarrow 10$  冊までお渡しできます。)
- ・数に限りがあるため早急にはご要望にお応えできない場合もあります。
- ・概ね3年に1回作成しており、次回は令和6年に作成予定です。

### ③加入促進リーフレット

多数の会員から要望のありました、多言語の加入促進リーフレットを令和2年 度に作成しました。

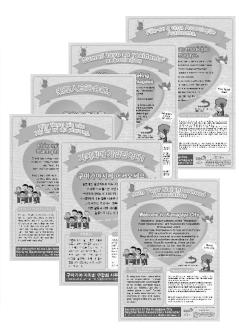
日本語版のリーフレットと同じ内容の他言語版(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語)です。ご活用ください。

日本語版(表)



日本語版(裏)





#### ④加入促進マニュアル

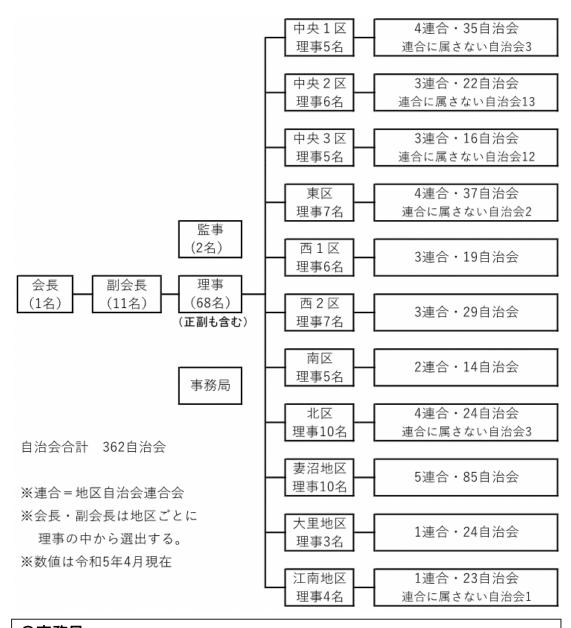
転入した方をどう勧誘したらいいのか、どのような文書なら自治会活動に対して、興味を持ってくれるのか等、加入促進のためのマニュアルを作成しています。 毎年、総会資料の送付時に同封しています。

#### ⑤自治会活動ハンドブック

この冊子です。自治会活動のノウハウが掲載してあります。毎年、総会資料を皆 さんに送付するときに、2冊ずつ同封しています。

必要な場合は、自治会連合会事務局までご連絡ください。また、自治会連合会のホームページにも掲載しています。

# 4 熊谷市自治会連合会組織図



#### ◎事務局

市民活動推進課 自治振興係 TEL:048-524-1129 (直通) 大里行政センター地域振興係 TEL:0493-39-0311 (代表) 妻沼行政センター地域振興係 TEL:048-588-1328 (直通) 江南行政センター地域振興係 TEL:048-536-1522 (直通)

# 5 手続の方法について

熊谷市自治会連合会に届出の必要な主な手続を記入例とともに解説します。ご記入いただいた書類は自治会連合会事務局(市民活動推進課、各行政センター地域振興係)へご提出ください。

## ①広報紙等配布数報告書

広報紙等配布委託料の算出根拠として提出する書類です。事務局では配布部数を 把握するため、4月に各自治会へ配布数の報告を依頼します。配布部数に変動がな い場合も、必ず基準日の配布数を記載の上、ご報告願います。

報告は、年1回です(記入例は18ページをご覧ください。)。

◎依頼時期:4月(基準日:4月1日)

- ・基準日の配布部数をご記入の上、期限までにご提出ください。
- ・自治会の加入世帯数と班数の記入もお願いします。

#### ※注意事項

- ・地区によっては地区連合会長が取りまとめているところもあります。
- ・世帯数の増減により広報紙の配布部数を変更する場合は、広報広聴課への連絡が必要となります。手続方法については、34ページをご参照ください。
- ・ご報告いただいた配布部数を元に年間の委託料を算出し、8月末にお振り込みいたします。

#### ②口座変更届

広報紙等配布委託料振込先の口座に変更があった時に提出する書類です。変更があった場合は、振込日(8月末)の1か月前までにご提出ください。なお、事務局では配布数報告書の通知に合わせ、4月に口座変更届を郵送します。変更があった場合は早急にご提出願います(記入例は19ページをご覧ください。)。

◎受付時期:随時

## ③自治会長変更届

自治会長の変更があった時に提出する書類です。必要事項をご記入の上、自治会連合会事務局までご提出ください。なお、事務局では年度末の役員交代に合わせ、2月下旬に自治会長変更届を郵送します。変更のあった場合は早急にご提出願います(記入例は20ページをご覧ください。)。

◎受付時期:随時

# ④熊谷市メール配信サービス「メルくま」の登録

熊谷市自治会連合会では、平成27年12月17日に熊谷警察署、熊谷市との三者で 「熊谷市犯罪情報の住民提供等に関する協定」を締結しました。

この協定により、通り魔的な殺傷事件等の住民の生命身体に危険の及ぶおそれのある 重要犯罪情報等について、熊谷警察署からの依頼に基づき、自治会を通じての注意喚起 を行うことになりました。

つきましては、迅速・正確に情報を取得することができる「メルくま」の受信登録に ご協力をお願いします。

なお、事務局では、年1回「メルくま」受信登録状況の調査を行っています。調査の 通知が届きましたら、「メルくま」受信登録状況について、回答書の提出をお願いしま す(記入例は21ページをご覧ください。)。

#### ≪登録方法≫

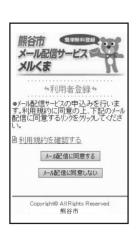
(1)携帯電話、パソコンから以下の宛先にメールを送信します。 宛先に touroku@kumagaya-city.jp と入力してください。 右のコードを読み取り、サイトから空メールを送信しても登録 できます。

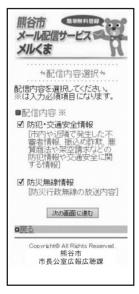


- (2)「メルくま」登録用のメールが自動的に届きます。 ※メールが届かない場合は迷惑メール防止設定を確認してください。
- (3)メールに記載されたアドレスにアクセスします。

択します。

(4)登録画面が表 → (5)配信内容を選 → (6)利用者の小 示されます。「メ ール配信に同意 する」を選択しま す。





熊谷市 メール配信サービス メルくま \*利用者情報入力 \* 下記の情報を入力してください。 ※は入力必須項目になります。 ■お住まい(小学校区)※「選択してください」 ▼ 次の画面に進む 四配信内容選択へ戻る Copyright® All Rights Reserved 熊谷市 市長公室広報広聴課

学校区を選択

します。

画面です。 「入力内容を登 録する」を選択

**→ (7)**最終確認の



(8)登録完了です。 これ以降は自動的に メールが届きます。

# 配布数報告書記入例

〇〇年 〇月〇〇日 熊谷市自治会連合会会長 様

取扱課:市民活動推進課

# 令和△△年度 市広報紙等配布数報告書

自治会名	熊谷	自治会
会 長 名	熊谷 次郎	
班数及び自治会 加入世帯数	10 班	100 世帯
(4月1日現在)	(参考:令和*年4月時点報告数**班)	(参考:令和*年4月時点報告数***世帯)

# 【4月1日現在の部数を正確な数字で記入してください】

自治会に加入・未加入問わず 貴自治会で配布している広報紙	1		
の部数		102	部
※1 世帯または1事業所に1部として算出してください。		(参考:令和*年4月時点報告	数***部)
予備としてもらっている部数	2	5	部
		(参考:令和*年4月時点	(報告数 * 部)
合 計 (配布数と予備を合わせた部数)	1)+2	107	部
		(参考:令和*年4月時点報告	数***部)

# ◆5月〇日(○)までに提出をお願いします◆

## FAX 048-521-0520

【事務局】 【電話】

市民活動推進課 048-524-1129

大里行政センター地域振興係 0493-39-0311 (代表)

妻沼行政センター地域振興係 048-588-1328 江南行政センター地域振興係 048-536-1522

この報告書は広報紙等配布委託料の算出根拠を把握するもので、<u>年1回、4月1日を基準日とする配布数の調査を実施</u>しています。提出期限以降に配布数の変更を希望される方は、 **広報広聴課費048-524-1111** (内線 206) に御連絡願います。

	受付印	広報	No.
事務局 処理欄			

# 口座変更届 記入例

取扱課: 市民活動推進課 FAX: 048-521-0520 年 月 日 自治会口座変更届
熊谷市自治会連合会会長 様
<b>熙</b> 有印日伯云建日云云汉 「愀
熊 谷 自治会
会長名 熊 谷 次 郎
市報等配布委託料の振込先口座を下記のとおり変更いたします。
TO THE TO SELECT THE PROPERTY OF THE PROPERTY
振込先 O JAくまがや支店
(銀行) ○ 関東 信用金庫 熊谷支 店 信用組合
口座番号   普通   当座   1 2 3 4 5 6 7     ※数字は右詰で記入してください。
口座名義(カタカナ) クマカ * ヤシ * チカイ カイ カイチョウ クマカ * イ シ * ロウ
◆ ご注意 振込先は、正確に記入してください。 自治会名が入っていない口座は、使用できません。
事 務

# 自治会長変更届記入例

#### 新自治会長が御記入ください

令和〇〇年 〇月〇〇日

# 自治会長変更届

熊谷市自治会連合会会長 様

(取扱課:市民活動推進課)

FAX: 048-521-0520

自治会名 熊谷 自治会

以下のとおり変更しましたのでお届けします。

前自治会長名	熊谷 太郎

(ふりがな)		くまがい じろう	年齢	性別
新自治会長名	熊谷 次郎		××歳	男・女
住 所	熊谷市 宮	6町口丁目△△		
	固定電話	$\times \times \times (\times \times \times) \times \times \times \times$	優先的に連絡を希望する方に <u>Oをつけてください</u> 固定電話 (携帯電話)	
連絡先	携帯電話	$\triangle \triangle \triangle (\triangle \triangle \triangle \triangle) \triangle \triangle \triangle$		
	FAX		※FAX番号	骨は緊急時に利用します。
変更年月日	令和 〇	〇 年		

#### ※個人情報の取扱いについて

熊谷市自治会連合会では、名簿取扱規程を制定しています。いただいた個人情報は熊谷市自治会連合会名簿として記録し、自治会長相互の連絡に用いるほか、名簿取扱規程に基づき管理します。

自治会長の個人情報に関する情報提供依頼があった場合、依頼者の氏名・住所・連絡先・申請理由等を記録した上で、名簿取扱規程第3条により、必要最小限の情報を提供します。

情報提供できる場合は以下のとおりです。(第3条より抜粋)

- (1)本人の同意があるとき。
- (2)熊谷市に転入又は転居した者から、自治会への加入のための提供依頼があったとき。
- (3)熊谷市からの案内、通知若しくは依頼又は開発行為、建築工事等に係る連絡のための提供依頼があったとき
- (4)国又は県その他の地方公共団体から、公共の用に使用するための提供依頼があったとき。
- (5)事業者から建築物の建築又は住宅の販売に際し、行政指導に基づくごみ集積所の設置 又は道路工事に係る説明、申請等を自治会長に行うための提供依頼があったとき。

### ※市報の配送先について、該当する番号に〇をつけ、必要事項を御記入ください。

1	変更なし	 (今までと同じところへ配送します。)					
Ŀ	~~~~		(7なCE間ひことう 記述ひよう。)				
		(1)新自治会長の目	自宅	(上記住所地へ配送します。)			
2 変更あり	2 新自治会長	<u>氏名</u>					
(_	( <u>△</u> 月号から)		住所				
	の自宅以外	電話					

本届出後の「市報配送先」及び「配布部数」の変更は、広報広聴課(内線 206)へ直接ご連絡ください。

事	務	名簿	就退	IPK	広報	自治会No.
局	欄					

# メルくま受信状況回答書 記入例

年 月 日

熊谷市自治会連合会会長 宛

# 熊谷市メール配信サービスメルくま 「防犯・交通安全情報」 受信登録 回答書

自治会名	$\triangle \triangle \triangle$	自治会
自治会長名	星川 三郎	

# メルくま受信登録状況について、該当するものに丸をつけてください ▼



			.,	. ,		
(1)	会長が新規登録した					
(2)	会長以外の役員が新規登録した					
	登録者名【	]	役職	[	1	
(3)	会長が以前から登録済である					0
(4)	会長以外の役員が以前から登録済	みであ	5る			
	登録者名【	1	役職	[	1	
(5)	登録できない					
	(または、以前登録していた者がい	たが合	はいな	( · )		

# ※参考

過去の回答状況 登録者名【 熊谷 太郎 】

◆登録及び提出は令和 年 月 日()までにお願いします◆

#### 【受信登録に当たってのお願い】

- ※会長が受信登録できない場合、役員のどなたかに受信登録の協力をお願いして ください。役職のない方をメルくま受信登録者にすることもできます。また、 近々に会長や役員の変更が予定されている場合、新たに役員になられる方に受 信登録をしていただいても大丈夫です。
- ※会長以外の方が受信登録者となった場合、受信した方がいち早く会長に伝達し 自治会内での注意喚起へとつながるよう御協力をお願いします。
- ※登録方法がわからない等、不明な点がありましたらお問い合わせください。

# 自治会連合会ホームページ

# 皆様からの情報をお待ちしています。

令和元年度に、自治会連合会のホームページを開設しました。 連合会事業をはじめ、各自治会の活動なども紹介しています。 自治会の役員さんだけでなく、市民の皆さんに親しみをもっていただけるような ページを目指していますので、どうぞご協力をお願いいたします。



# 熊谷市自治会連合会

で 検索!

☆ホームページでは口座変更届や会長変更届等を ダウンロードできます。

https://kumagaya-jichiren.com

